

奥州市公式マスコットキャラクター使用取扱要領

令和6年5月23日部長決裁

令和6年6月27日改正

令和6年11月18日改正

令和7年4月1日改正

令和7年8月27日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、奥州市公式マスコットキャラクター「おうしゅうたろう」（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領においてキャラクターとは、奥州市が著作権を有している別紙1デザイン集番号1（商標登録出願番号 商願2024-003591）並びにこれらを展開したものとする。ただし、展開については別紙2奥州市公式マスコットキャラクター使用ガイドラインに定める使用例を遵守しなければならない。

2 キャラクターの名称は「おうしゅうたろう」とし、それ以外の名称を使用してはならない。

(キャラクターに関する権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、市に帰属する。

(使用の承認申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、奥州市公式マスコットキャラクター使用申請書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市の機関が使用するとき。
- (2) 市内の学校が教育目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他承認の手続きを必要としないと市長が認めるとき。

(使用の承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の個人又は団体等の売名に利用されるおそれがあると認められるとき。
- (4) 奥州市及びキャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (5) キャラクターを第9条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しないおそれがあると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、市長がキャラクターの使用について不相当であると認められたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき使用承認した場合は、奥州市公式マスコットキャラクター使用承認通知書（様式第2号）、使用承認しなかった場合は、奥州市公式マスコットキャラクター使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（使用承認期間）

第6条 キャラクターの使用承認期間は、前条第2項の規定により承認を受けた日から起算して、使用を開始しようとする日から2年以内とし、これを超える場合は再申請しなければならない。ただし、必要に応じて使用期間を修正することができる。

（使用料）

第7条 キャラクターの使用料については、無償とする。

（使用の推奨等）

第8条 この要領による使用承認は、商品、使用者等について推奨を行うものではない。

（使用上の遵守事項）

第9条 第5条の規定により使用承認を受けた者は、キャラクターを使用する際は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 別紙3カラーチャートで定められた色を正しく使用すること。ただし、カラーチャートによることが難しい場合は、別途協議のこと。
- (2) キャラクターのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (3) 使用承認された用途にのみ使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (4) 使用承認された権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) キャラクターを類似使用し、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録を行うことにより自己の権利を新たに設定し又は登録する等、著作権に関する自己の権利を主張しないこと。

(6) 奥州市公式マスコットキャラクター「おうしゅうたろう」であること又は「©2024 oshu city」を明示すること。

(7) キャラクターを使用した商品等（以下、使用品という）は、完成後、速やかに市長に提出をすること。ただし、使用品の提出が困難である場合は、その形状が分かる写真の提出をもって、使用品の提出に代えることが出来る。

（使用承認の取消し）

第10条 市長は、キャラクターの使用が、この要領及び承認の内容に違反していると認めるとき又は不相当と認めたときは、当該キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、奥州市公式マスコットキャラクター使用承認取消通知書（様式第4号）により通知する。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認を受けて作成した物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。

（責任の制限）

第11条 使用承認の取消し等により、申請者が被った損害及び第三者に与えた損害に対しては、市は一切その責任を負わないこととする。

（情報の公開）

第12条 市は、キャラクターの使用について広く促進する観点から、キャラクターの使用承認の状況等について、情報を公開することができる。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年5月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年11月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年8月27日から施行する。

別紙1 デザイン集

1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



11



12



13



14



15



16



17



18



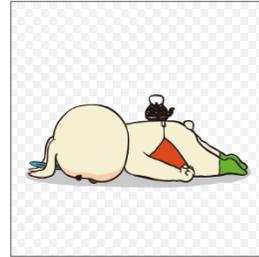
19



20



21



22



23



24



25



26



27

名刺サイズ



28

名刺サイズ



別紙1 デザイン集

29 名刺サイズ



30



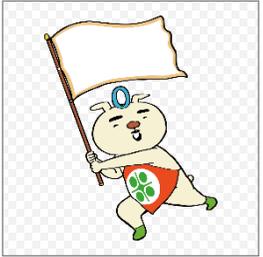
31



32



33



34



35



36



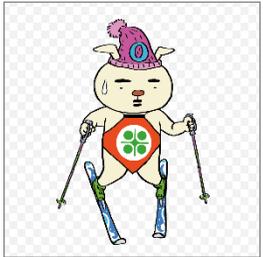
37



38



39



40



41



42



43



44



45



46



47



48



49



50



51



52



53



54



55



56



別紙1 デザイン集

57



58



59



60



61



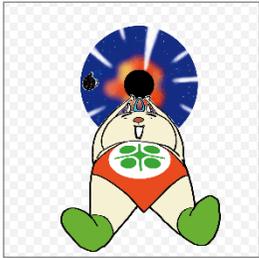
62



63



64



65



66



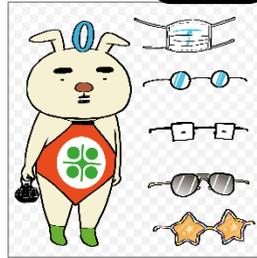
67



68



69



70



71



72



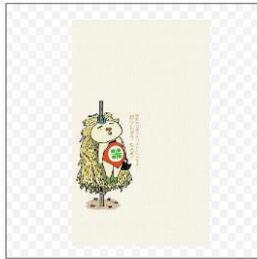
73



74



75



76



別紙1 デザイン集

41 バリエーション



| | | | |
|------|------|------|------|
| 41-1 | 41-2 | 41-3 | 41-4 |
| | | | |
| 41-5 | 41-6 | 41-7 | 41-8 |
| | | | |

47 バリエーション



| | | | |
|------|------|------|------|
| 47-1 | 47-2 | 47-3 | 47-4 |
| | | | |

単独使用不可

単独使用不可

単独使用不可

54 バリエーション



| | | |
|------|------|------|
| 54-1 | 54-2 | 54-3 |
| | | |

別紙1 デザイン集

61 バリエーション



61-1



61-2



61-3



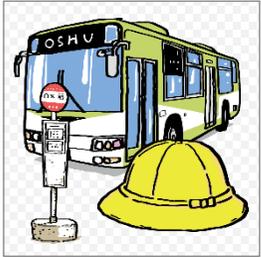
61-4



61-5



62 バリエーション



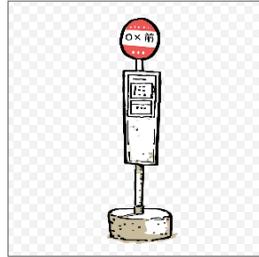
62-1

単独使用不可



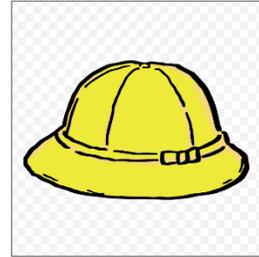
62-2

単独使用不可



62-3

単独使用不可



66 バリエーション



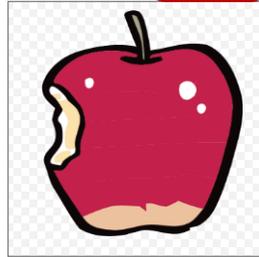
66-1

単独使用不可



66-2

単独使用不可



66-3

単独使用不可



66-4

単独使用不可



66-5



66-6



66-7



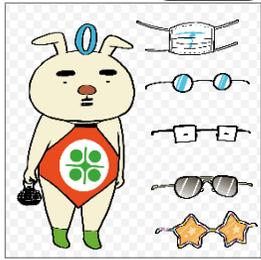
66-8



別紙1 デザイン集

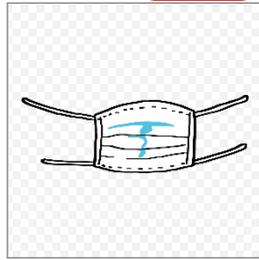
69

バリエーション



61-1

単独使用不可



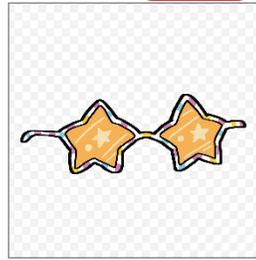
61-2

単独使用不可



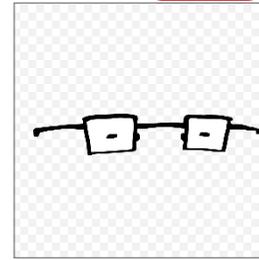
61-3

単独使用不可



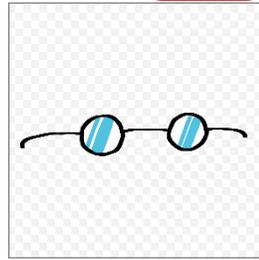
61-4

単独使用不可



61-5

単独使用不可



61-6



61-7



61-8



61-9



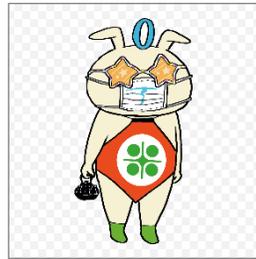
61-10



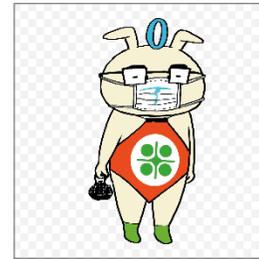
61-11



61-12



61-13



61-14



別紙 2

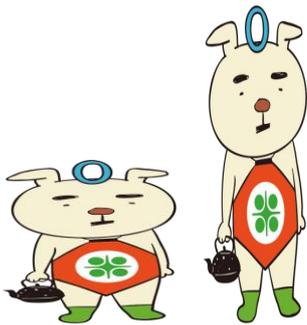
奥州市公式マスコットキャラクター使用ガイドライン

①イラストについて

マスコットキャラクターのイメージ統一を図るため、奥州市公式マスコットキャラクター取扱要領第2条に示す「展開」の詳細について、以下のとおり使用例を定めます。

奥州市と「おうしゅうたろう」のファンを更に増やしていくため、不快感を与えたり、視認性をそこなうような表現は絶対に避けてください。

【使用禁止例】



変形することはできません



キャラクターに違う要素を加えたり、削除したり、表情など細部を部分的に加工することはできません



指定以外の色の使用はできません



原則として、新たに物を持たせることはできません

【使用可能例】



顔だけや身体だけなど、一部分の使用はできます



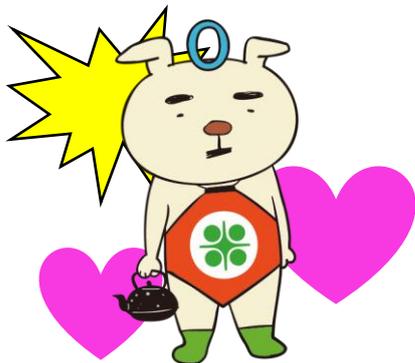
ぬいぐるみ写真の使用はできます



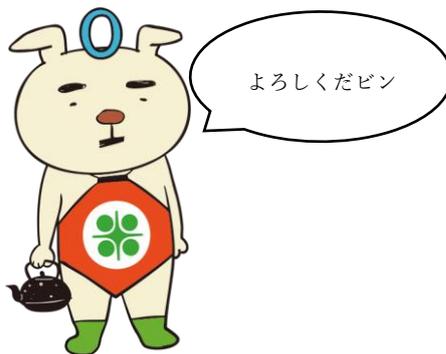
左右反転しての使用はできます

別紙 2

【要相談例】



キャラクターに背景をつける場合



キャラクターに吹き出しをつける場合



キャラクターに色付きの縁をつける場合



キャラクターの似顔絵を描く場合

その他、イラストを使用することで商品等の品質を誤認する表現や出所を混同する表現、特定の団体名が入った物を持たせる等、特定の団体等を公認・推奨するかのよう表現はできません。

※マスコットキャラクターには必ず、以下のいずれかを明示してください。

①©2024 oshu city

②奥州市公式マスコットキャラクター「おうしゅうたろう」

別紙 2

②名称について

「おうしゅうたろう」の名称について、商品名へ使用する場合は下記を参考としてください。この例によらないもの、特殊事情がある場合は事前に相談してください。

【使用禁止例】

商品本体ではなく、それに付随するもの（パッケージ・POP・チラシ等）に使用する場合は、「おうしゅうたろう」の名称を使用出来ません。

例1：米・酒・ジュース等、商品の形状が「おうしゅうたろう」ではないのに、パッケージ等に「おうしゅうたろう」と表示する場合。

例2：饅頭の包装に「おうしゅうたろう饅頭」と記載しているが、実際の饅頭の形状は「おうしゅうたろう」と異なる場合。

→この場合は「〇〇饅頭～おうしゅうたろうパッケージ～」等とすること。

【使用可能例】

次の場合は、「おうしゅうたろう」の名称を使用出来ます。

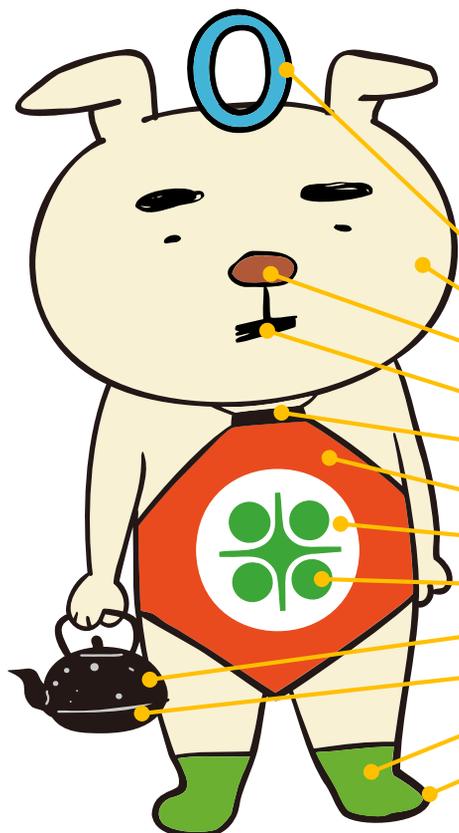
例1：商品本体そのものが「おうしゅうたろう」の形状や絵柄である場合

「おうしゅうたろう型」のクッキー・パン等、「おうしゅうたろう」をプリントした饅頭・キーホルダー等。

例2：商品本体は別の形だが、「おうしゅうたろう」をモチーフとしたデザインになっている場合

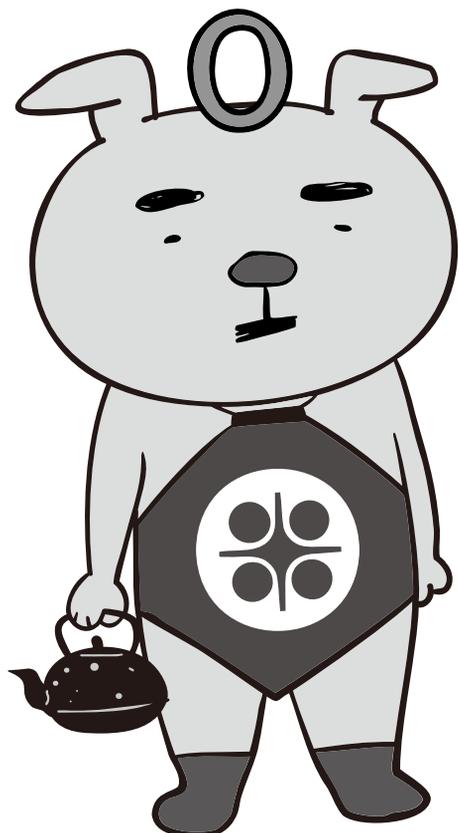
「おうしゅうたろう」のイラストがデザインされたマグカップ、ボールペン、Tシャツ等

■ カラー



| 部位 | カラーコード | | | | | |
|---------|---------|-----|-----|------|------|---------|
| | RGB | C | M | Y | K | PANTONE |
| リング | #46B9D6 | 66% | 8% | 11% | 0% | 639C |
| 体 | #F6EDD0 | 4% | 5% | 21% | 0% | 7499C |
| 鼻 | #B06550 | 35% | 75% | 83% | 0% | 173C |
| 眉毛・目・口 | #000000 | 0% | 0% | 0% | 100% | BLACK |
| 前掛け(紐) | #000000 | 0% | 0% | 0% | 100% | BLACK |
| 前掛け | #F25B40 | 0% | 84% | 91% | 0% | 165C |
| 前掛け(円) | #FFFFFF | 0% | 0% | 0% | 0% | WHITE |
| 前掛け(市章) | #55AE52 | 73% | 8% | 100% | 0% | 360C |
| 鉄瓶 | #000000 | 0% | 0% | 0% | 100% | BLACK |
| 鉄瓶(模様) | #DDDDDD | 0% | 0% | 0% | 20% | 420C |
| 足 | #75B652 | 62% | 7% | 99% | 0% | 368C |
| 輪郭 | #000000 | 0% | 0% | 0% | 100% | BLACK |

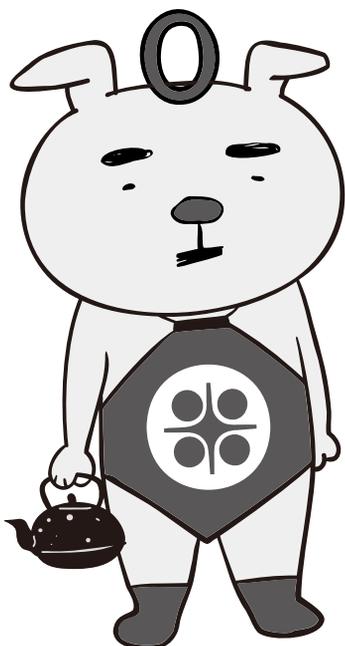
■ モノクロ



| 部位 | カラーコード | | | | | |
|---------|---------|----|----|----|------|---------|
| | RGB | C | M | Y | K | PANTONE |
| リング | #999999 | 0% | 0% | 0% | 60% | |
| 体 | #DDDDDD | 0% | 0% | 0% | 20% | |
| 鼻 | #555555 | 0% | 0% | 0% | 80% | |
| 眉毛・目・口 | #000000 | 0% | 0% | 0% | 100% | |
| 前掛け(紐) | #000000 | 0% | 0% | 0% | 100% | |
| 前掛け | #444444 | 0% | 0% | 0% | 85% | |
| 前掛け(円) | #FFFFFF | 0% | 0% | 0% | 0% | |
| 前掛け(市章) | #444444 | 0% | 0% | 0% | 85% | |
| 鉄瓶 | #000000 | 0% | 0% | 0% | 100% | |
| 鉄瓶(模様) | #DDDDDD | 0% | 0% | 0% | 20% | |
| 足 | #555555 | 0% | 0% | 0% | 80% | |
| 輪郭 | #000000 | 0% | 0% | 0% | 100% | |

■ 単色（濃淡あり）

単色（濃淡あり）で印刷する場合は、ベースカラーに対して以下の濃度を使用すること



| 部位 | 濃度 |
|---------|------|
| リング | 80% |
| 体 | 10% |
| 鼻 | 80% |
| 眉毛・目・口 | 100% |
| 前掛け(紐) | 100% |
| 前掛け | 80% |
| 前掛け(円) | 0% |
| 前掛け(市章) | 80% |
| 鉄瓶 | 100% |
| 鉄瓶(模様) | 20% |
| 足 | 80% |
| 輪郭 | 100% |



■ 単色（濃度指定なし）

単色（濃淡なし）で印刷する場合は、線画デザインを使用すること

